

4年市長提出第24号議案

令和4年度

瀬戸市下水道事業会計予算

令和4年度瀬戸市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度瀬戸市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	32,400 戸	
(2) 年間総処理水量	8,191,900 m ³	
(3) 一日平均処理水量	22,444 m ³	
(4) 主要な建設事業	建設改良事業	1,218,420 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	2,346,009 千円
第1項 営 業 収 益	878,250 千円
第2項 営 業 外 収 益	1,467,756 千円
第3項 特 別 利 益	3 千円

支 出

第1款 下水道事業費用	2,281,969 千円
第1項 営 業 費 用	2,153,877 千円
第2項 営 業 外 費 用	123,089 千円
第3項 特 別 損 失	3 千円
第4項 予 備 費	5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 435,478千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 64,434千円、過年度分損益勘定留保資金 10,194千円及び当年度分損益勘定留保資金 360,850千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,438,478 千円
第1項 企業債	718,300 千円
第2項 他会計出資金	199,514 千円
第3項 他会計補助金	121,609 千円
第4項 補助金	320,750 千円
第5項 負担金等	78,304 千円
第6項 その他資本的収入	1 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,873,956 千円
第1項 建設改良費	1,218,420 千円
第2項 企業債償還金	654,436 千円
第3項 その他資本的支出	100 千円
第4項 予備費	1,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
浄化センター運転管理業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	千円 583,968
西部浄化センター整備	令和5年度から 令和6年度まで	1,280,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道 建設事業	千円 718,300	普通貸借は行 又証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該利率見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定によるもので償還する。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利債に借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用のうち第9条以外の予定額に不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 126,523千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
541,298千円である。

令和4年2月17日提出

瀬戸市長 伊藤保徳